

# 令和3年度 鳥取県立図書館会計年度任用職員（司書） 採用試験募集案内

## ■鳥取県立図書館総務課■

〒680-0017 鳥取市尚徳町101番地

電話 (0857)26-8155 ホームページ <http://www.library.pref.tottori.jp/>

### 1 受付期間・試験日等

受付期間	令和3年7月7日（水）～令和3年8月4日（水）（必着） ◎持参、郵送のどちらでも申込みができます。（持参する場合は、駐車場側職員通用口からお入りください。） ◎受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日を除く。）
試験日時	令和3年8月11日（水） 受付：午前9時から午前9時20分まで （午前9時20分までに集合してください。） 論文試験：午前9時30分から午前10時20分まで 面接試験：午前10時30分から（順番に実施）
試験会場	鳥取県立図書館2階 大研修室他
試験結果 発表日	令和3年8月13日（金）（予定）

### 2 募集内容等

募集する職	会計年度任用職員（司書）
採用予定者数	1名程度
任用期間	令和3年9月1日～令和4年3月31日 ※従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります。（最長5年（令和8年3月31日まで））
職務内容	図書館業務全般 主として、図書貸出・返却等窓口業務。他に図書整理、書誌データ作成・登録に従事します。 ※階段の昇降を伴う本の移動運搬など、体力を要する業務もあります。
勤務場所	鳥取県立図書館（鳥取市尚徳町101番地）

### 3 受験資格

(1) 年齢、性別を問いません。

(2) 必要な資格、免許等

図書館法第5条第1項に規定する司書の資格を有する人、又は令和3年8月31日までに当該資格を取得する見込みの人

(3) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

(4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和3年8月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 勤務条件（※現時点における勤務条件であり、採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。）

勤務日	月17日勤務 (図書館が作成する勤務表により、土・日・祝日等も図書館が指定した日に勤務)	
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで(うち休憩60分) ただし、遅番勤務のときは次のとおり。	
	期間	時間
	5月～10月	午前10時30分～午後7時15分(うち休憩60分)
	11月～4月	午前10時～午後6時45分(うち休憩60分)
給与	<p>(1) 報酬 日額 8,110円 ・採用前の職務歴によっては加算される場合があります。</p> <p>(2) 期末手当 期末手当基礎額(報酬の月額相当分)2月分(6月期1月分、12月期1月分) ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例:令和3年9月1日採用の場合の割合 12月期:100分の60)</p> <p>(3) 費用弁償(通勤手当) ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・公共交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。 ・自家用車等使用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額1,295円から50,100円までの範囲内で支給します。(駐車場料金は各自負担)</p>	
福利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限る。	
休暇	<p>(1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇(最大1年間に10日)が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>	

5 試験内容

試験種目	配点	内 容
論文試験	50点	職務に必要な知識や考え方等についての試験(50分)
面接試験	100点	個別面接による口述試験

6 合格者の決定及び発表方法

- (1) 論文試験、面接試験の得点を合計し、得点の最も高い者を合格者として決定します。  
なお、論文試験、面接試験のいずれかの得点が一定の水準を満たさない場合は、他方の試験の得点にかかわらず不合格とします。
- (2) 受験者全員に試験結果を文書で通知するとともに、合格者の受験番号を鳥取県立図書館ホームページに掲載します。
- (3) 合格者の辞退等により欠員が生じた場合には、追加合格者を決定し、当該合格者には文書で通知します。

## 7 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	合格発表日から1ヵ月	鳥取県立図書館

また、希望者には郵送により試験結果（総合得点等）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23cm×12cm）〕を持参してください。

## 8 受験申込手続

提出書類等	(1) 採用試験申込書 1部 ※顔写真を添付すること (2) 「司書資格」を証明する書類
申込先	鳥取県立図書館総務課 所在地：〒680-0017 鳥取市尚徳町101番地 電話 (0857)26-8155 [持参により申し込む場合] 鳥取県立図書館へ持参してください。（駐車場側職員通用口からお入りください。） [郵便又は信書便で申し込む場合] 上記の宛先に送付してください。 なお、封筒の表に赤字で「会計年度任用職員（司書）受験申込」と書いてください。
申込書に関する注意事項・その他	(1) 申込書に関する注意事項 ア 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 イ 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。採用手続等を電話で連絡させていただく場合がありますので、携帯電話をお持ちの場合には、必ずその電話番号も記入してください。 (2) 万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 (3) 提出書類は、返却しません。 (4) 受験票が8月10日（火）までに到着しないときは、上記申込先に問い合わせてください。

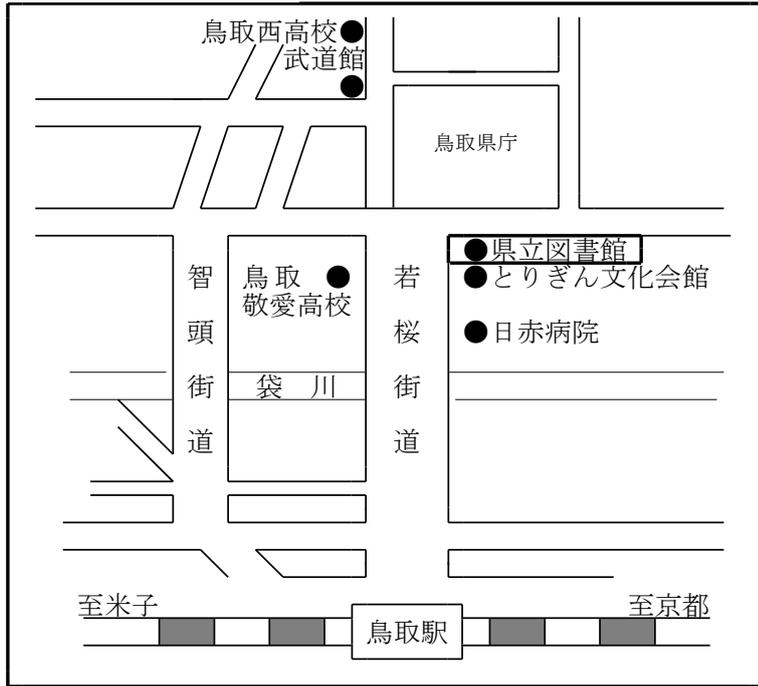
## 9 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、受付時間内に試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、筆記用具を持参してください。  
また、携帯電話を時計として使用することは認めません。
- (3) 鳥取県立図書館は敷地内禁煙です。
- (4) 試験会場及びその周辺への駐車はご遠慮ください。会場へはなるべく公共交通機関を利用してお越しください。

## 10 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外の目的では使用しません。

<試験会場案内図>



**鳥取県立図書館**  
(県庁日赤前バス停車下車徒歩3分)